

# 一般社団法人日本地域看護学会ソーシャルメディア管理運用規程

令和7年7月20日制定

## (目的)

第1 この規程は、一般社団法人日本地域看護学会（以下、「本会」という。）が広報媒体として運営するソーシャルメディア（以下、「SNS等」という。）の公式アカウントの運用について定めることを目的とする。

## (定義)

第2 本規程の公式アカウントとは、本会がSNS等を利用して本会事業に関する各種情報を公式に発信する手段をいう。

## (適用)

第3 本規程は、公式アカウントを利用して情報を発信する本会理事、委員会委員長及び全ての社員（以下、「理事等」という。）、ならびに当該公式アカウントの利用者に適用する。

## (公式アカウント)

第4 公式アカウントは、本会が運営するYouTube、LINE等のSNSのアカウントをいう。

2 本会が運営するSNSのアカウント名、URLおよび担当委員会は以下とする。

### (1) YouTube

- 1) アカウント名：一般社団法人日本地域看護学会
- 2) URL：<https://www.youtube.com/channel/UCaDdTY-LKCY6zQdbeKrS7bA>
- 3) 担当：次世代育成推進委員会

### (2) LINE

- 1) アカウント名：一般社団法人日本地域看護学会 オープンチャット「地域看護の次世代を考えるグループ」
- 2) URL：  
[https://line.me/ti/g2/7f3dg2mxJph1BjHmServQf\\_drm9G-G7TeF5Htw?utm\\_source=invitation&utm\\_medium=link\\_copy&utm\\_campaign=default](https://line.me/ti/g2/7f3dg2mxJph1BjHmServQf_drm9G-G7TeF5Htw?utm_source=invitation&utm_medium=link_copy&utm_campaign=default)
- 3) 担当：次世代育成推進委員会

## (情報発信の運用原則)

第5 公式アカウントを利用して情報発信できるのは以下のものに限る。

- (1) 本会理事
- (2) 委員会の長
- (3) 第1号から第2号までのものから指示を受けた会員または本会事務センター担当者

2 理事等は、公式アカウントを利用して情報を発信する際、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本会の一員として自覚と責任を持った発信を行う。
- (2) 本会が定めるメディアポリシー、諸規則、その他の関連する方針や法令等を遵守する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意する。
- (4) 職務上知り得た秘密や個人情報の取扱いに十分留意する。
- (5) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分留意する。

(6) 取扱う情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する。

(7) 発信した情報が半永久的に残ること、および瞬時に拡散し得ること、ならびに炎上リスクがあること等を理解し、発信する情報の内容を慎重に吟味する。

(コメント及び問い合わせ)

第6 本会は、利用者から公式アカウントに投稿されたコメント及びダイレクトメッセージによる問い合わせに対して個別の対応はしない。

(禁止行為)

第7 理事等は、公式アカウントを私的に利用してはならない。また、公式アカウントを利用して情報を発信する際、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

- (1) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- (2) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- (3) 職務上必要な場合を除き、他の理事等の個人的な状況や意思等の情報
- (4) 違法行為または違法行為をあおる情報
- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報
- (6) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報
- (7) 利用者および第三者の権利を侵害する情報
- (8) わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- (9) その他公序良俗に反する一切の情報

2 利用者が公式アカウントを利用するにあたっては、以下の事項を禁止する。

- (1) 公式アカウントの運営を妨げる行為
- (2) 本会または他の利用者その他第三者に対して、迷惑や不利益または損害を与える行為
- (3) 本会または他の利用者その他第三者の商標権、著作権その他の知的財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為
- (4) SNS等を運営する事業者が禁止している行為
- (5) 本人の承諾なく、他の利用者その他第三者の個人情報を特定、開示、漏洩する行為
- (6) 特定の個人、団体の名誉や信用を傷付ける行為
- (7) 法令、公序良俗に反する行為
- (8) 犯罪行為に結び付く行為
- (9) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはそれらに類似する行為
- (10) 本会のアカウントへの第三者になりすます行為
- (11) その他、本会が不相当と判断する行為

(知的財産権)

第8 公式アカウントに掲載している情報（テキスト、画像等）に関する知的財産の利用について、以下の場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

- (1) 「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合
- (2) SNS ページ上でのシェア機能を利用する等、対象となる内容を改編しないで転載する場合
- (3) 出典を明記する場合
- (4) 利用に関して、本会理事長の承諾を得た場合

#### (公式アカウント利用)

第9 第5から第8に定めるものの他、公式アカウントの利用にあたり以下に留意する。

- (1) 利用者の個人情報の取り扱いについては、それぞれの SNS 等を運営する事業者が取得・保有するものであり、本会ではそれらの個人情報を取得・保有しない。
- (2) 利用者の投稿に対し、SNS 等を運営する事業者が利用規約に反する行為と判断して利用停止等の措置が講じられた場合、本会は一切責任を負わない。
- (3) 公式アカウントについては、予告なく運営を終了し、または削除する場合がある。

#### (公式アカウントの運用管理)

第10 本会が運用管理する公式アカウントの管理責任者は、当該公式アカウントの担当委員会の長ならびに本会事務センターとする。

2 管理責任者は、公式アカウントについて責任を有するものとし、次に掲げる事項について留意の上、適切な運用管理を行わなければならない。

- (1) 第3に規定する公式アカウントの運用原則を遵守した健全な情報発信
- (2) 公式アカウントのログインパスワードの適切な管理
- (3) 公式アカウントへのログインに利用する端末の紛失及び盗難の防止
- (4) 公式アカウントへのログインに利用する端末のセキュリティ確保
- (5) その他公式アカウントの運用管理を行う上で必要であると認められる措置

3 管理責任者は、公式アカウントを利用して情報発信等を行うため、運用者（社員に限る。）を置くことができる。

4 公式アカウントには、運用管理について責任を負う組織名を明記しなければならない。

#### (公式アカウントの報告義務)

第11 管理責任者は、新規に公式アカウントを取得し運用管理する場合、次に掲げる事項を別紙様式により、理事長へ報告しなければならない。

- (1) ソーシャルメディアの種類、当該公式アカウントの名称及びページ
- (2) 当該公式アカウントを利用して発信する情報の概要
- (3) 当該公式アカウントのアカウント運用方針及びアカウント運用方針を掲載している公式ウェブサイトの URL

2 管理責任者は、毎年1回、理事が定める日までに、別紙様式により、当該公式アカウントの運用管理状況について点検し、理事に報告しなければならない。

#### (免責事項)

第12 公式アカウントに掲載した情報は完全性、有用性を保証するものではなく、必ずしも公式な発表、見解を表したものではない。

2 利用者が公式アカウントを利用することによって生じた以下の損害について、本会は責任を負わない。

- (1) 利用者が公式アカウントを利用したことにより、または利用できなかったことにより、利用者または第三者が被った損害
- (2) 利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブル、又は SNS 等に関するバグ、トラブル、サービス停止等により、利用者または第三者に生じた損害
- (3) 上記の他、公式アカウントに関連する事項に生じた損害

(ネット炎上の報告および対応)

第13 理事等が公式アカウントを利用して炎上が生じた場合は、速やかに理事長に報告する。

2 理事長は現状を確認し、アカウント担当委員会と協議の上、対応方針を決定し、必要に応じて公式コメントを本会 Web サイトに掲載する。また、炎上が沈静化した段階で解決の報告、お詫びと今後の改善策を本会 Web サイトへ開示する。

3 前項の対応を迅速に行うため、理事長の判断のもとに実施することができる。

(なりすまし等への対処)

第14 公式アカウントのなりすましが発見された場合、当該公式アカウントの管理責任者は、遅滞なくこれを理事長に報告するとともに、自らが管理する公式ウェブサイトにおいて、なりすましアカウントの存在について注意喚起する等の適切な措置を講じなければならない。

2 公式アカウントの乗っ取りが確認された場合、当該公式アカウントの管理責任者は、被害を最小限にするため、直ちにアカウントの停止等を実施し、遅滞なくこれを理事長に報告するとともに、自らが管理する公式ウェブサイトにおいて、注意喚起する等の適切な措置を講じなければならない。

3 理事長は、前2項の報告を受けた場合は、遅滞なく本会ウェブサイトにおいて注意喚起する等の適切な措置を講じなければならない。

(理事長の責務)

第15 理事長は、公式アカウントが発信する情報に第7に掲げる情報が発見された場合は、当該公式アカウントの管理責任者に当該事実を提示し、速やかに掲載情報の改善又はアカウントの停止を命ずる等の適切な措置を講じなければならない。

2 理事長は、前項のほか、公式アカウントの運用管理について、この規程に違反すると認められる事由があるときは、当該公式アカウントの管理責任者に対し、当該公式アカウントの停止を命ずる等の適切な措置を講じなければならない。

(ネット炎上の報告および対応)

第16 この規程に定めるもののほか、公式アカウントの運用管理に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第17 本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

附 則

この規程は、令和7年7月20日から実施する。

# 一般社団法人日本地域看護学会ソーシャルメディアポリシー

令和7年7月20日制定

## (趣旨)

第1 このポリシーは、一般社団法人日本地域看護学会（以下、「本会」という。）の構成員（理事、社員及び会員）がインターネット上で提供されているソーシャルメディアを職務等として、又は個人の立場で利用するにあたり、基本的な原則等を定めるものとする。

## (定義)

第2 このポリシーにおいてソーシャルメディアとは、インターネット上のサービスを利用して、情報を発信し、又は双方向で情報のやり取りができる情報の伝達手段をいう。

## (利用にあたっての基本原則)

第3 ソーシャルメディアを利用して情報発信をする場合（職務等としての利用のみならず、私用アカウントによる個人の立場での利用を含む。）は、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1) 本会構成員としての自覚と責任を持つこと。
- (2) 法令等及び本会の諸規則を遵守すること。
- (3) 各構成員に職務上求められる倫理規定を遵守すること。
- (4) 公序良俗に反する情報を発信しないこと。
- (5) 機密情報や職務上知り得た秘密を発信しないこと。
- (6) 基本的人権、プライバシー権、肖像権などの権利又は他者の知的所有権を侵害しないよう十分留意すること。
- (7) 個人情報の取扱いに十分留意すること。
- (8) 発信する情報の正確性及び内容について誤解のないよう十分留意すること。
- (9) 一度インターネット上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておくこと。
- (10) 誠実な態度を心がけ、自分の発信した情報に責任を持つこと。
- (11) 批判されたり攻撃を受けた場合は、冷静に対応すること。
- (12) 私用アカウントによる個人の立場での利用の場合、発信した情報が本学の見解と誤解されないよう十分留意すること。

## (禁止行為)

第4 ソーシャルメディアを利用して情報発信をする場合（職務等としての利用のみならず、私用アカウントによる個人の立場での利用を含む。）、次に掲げる情報を発信してはならない。

- (1) 法令等に違反している、又は違反するおそれがある情報
- (2) 公序良俗に反する、又はそのおそれがある情報
- (3) 他者を誹謗中傷する情報
- (4) 人種・思想・信条等の差別、又は差別を助長させる情報
- (5) 虚偽や事実と異なる情報
- (6) 他者の知的所有権を侵害するおそれがある情報
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる情報
- (8) 本会の機密に関わる情報
- (9) 各ソーシャルメディアの利用規約に反する情報

別紙様式

## 公式アカウント利用報告書

年 月 日

理事長

殿

報告者（管理責任者）

委員会名

氏名

一般社団法人日本地域看護学会ソーシャルメディア運用管理規程を遵守し、公式アカウントを適切に利用・管理していることを報告します。

### 記

報告内容	新規 ・ 定期	
ソーシャルメディアの種類, アカウント名称及びアカウントページ (※本会ウェブサイトに掲載しません。)	種類	
	アカウント名称	
	アカウントページ	
担当委員会名		
運用者（理事・委員長に限る） 管理責任者と同様の場合も記入して下さい。	所属	
	フリガナ	
	氏名	
	メールアドレス	
公式アカウントを利用して発信する情報の概要		
アカウント運用方針を掲載している公式ウェブサイトのURL		
備考		

\*新規報告の場合は、当該公式アカウントのアカウント運用方針を作成し添付すること。